

国保保険料（税）の差押えの法的根拠と判例

1 国保保険料（税）の差押えの法的根拠

国保加入者は、国民健康保険料（国保法 76 条本文）か国民健康保険税（地方税法 703 条の 4 第 1 項）を払わなければなりません。

保険料や保険税（以下「保険料等」といいます。）を支払わない場合は、滞納処分を受け、財産が差し押さえられ、お金の換えて、滞納している保険料等の回収に充てられます。

国民健康保険料の徴収に関しては原則地方自治法の普通徴収（納入通知による方法）によります（国保法 76 の 3 第 1 項・地方自治法 231 条・地方税法 706 条）。この点は、国民健康保険税も同じ（地方税法 706 条）ですので、以後はまとめて説明をします。なお、以後「保険料」の場合の条文は、特に断りがない限りすべて「国保法 79 条の 2・地方自治法 231 条の 3 第 3 項」が準用する地方税法の規定と理解してください。

2 滞納処分（国税徴収法 47 以下）とは？

滞納処分とは、裁判をしないで滞納者の財産に強制執行すること、つまり、現金や財産を強制的に差し押さえて、必要ならお金の換えて、税金を徴収することをいいます。保険料等も支払を怠ると滞納処分を受けます。

なお、保険料等の滞納処分については、地方税法 726 条以下に規定がありますが、地方税法 728 条に規定のない事項については国税徴収法（以下「徴収法」といいます。）に規定されている滞納処分の規定が準用されます（地方税法 728 条 7 項）

ちなみに、民間同士の争いでは、裁判をして勝ってからでないと強制執行できません。

また、自力では強制執行できませんので、裁判所の執行官に執行してもらう必要があります。

3 滞納処分の手続き

① 保険料等を滞納すると、徴税吏員（保険料等の徴収担当者）は、納付期限から 20 日以内に督促状を送って督促しなければなりません（地方税法 726 条）。

② 督促を受けたにもかかわらず、督促状発送日から数えて 10 日以内に保険料等を納付できない場合は、滞納処分が課され、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえる義務があります（地方税法 728 条 1 項 1 号）。

既に、滞納者の財産が他の税金等の滞納によって差し押さえられている場合は、徴税吏員は、「参加差押え」によって、他の税金等の滞納処分に参加し、財産の交付要求をして、配当を受けることで保険料等を徴収することができます（地方税法 728 条 5 項）。

なお、差し押さえる財産に応じて手続や効果が徴収法等に定められています。

③ 滞納処分を行うためには、その前提として差し押さえるべき財産がなければなりません。その

ような財産があるかどうか調べるのが財産調査（徴収法 141 条以下）です。会計帳簿、帳簿の元資料になる書類を調べたり、市・区役所や法務局などの官公署や金融機関に問い合わせたりします。滞納者に対して質問検査や捜索が行われることもあります。

- ④ 差し押さえられた現金以外の財産は、債権なら取り立てて、その他の財産は売ってお金に換えます（徴収法 89 条以下）。これを換価といいます。
- ⑤ 法律で定められた方法・順序で分配されます（徴収法 128 条以下）。これを配当といいます。

4 財産調査のルール（金融機関の調査は徴収法 141 条 3 号または 4 号）

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（…）を検査することができます。これを財産調査といいます。

1. 滞納者
2. 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
3. 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
4. 滞納者が株主又は出資者である法人

(1) 「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」とは

滞納処分のため、滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況、第三者の権利の有無等（以下第 141 条関係において「財産の状況等」という。）を明らかにするため調査する必要があるときをいいます（国税徴収法基本通達（以下「基本通達」といいます。）141-1）。

質問の内容及び検査の方法等は、財産の状況等を明らかにするために必要であると認められる範囲内に限られ（基本通達 141-1）、徴収職員は、いわゆる普遍的・一般的な調査はすべきでないと考えられています。

(2) 「相当の理由がある」とは

滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者の財産を占有し、又は滞納者と債権債務の関係を有し、若しくは滞納者から財産を取得したと認められる場合等をいいます（基本通達 141-3）。

(3) 「滞納者が株主又は出資者である法人」とは

滞納者が株主である株式会社又は滞納者が出資者である持分会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等をいいます（基本通達 141-4）。

(4) 財産調査で行うこと

金融機関の調査を行うに際しては、滞納者の氏名、通称、予想される預金名義、預金に使用されたと推定される陰影等により調査対象を限定するのが通常です。そして、滞納者に帰属する各種の

預金債権の有無、差し入れ担保の有無、株式等の保護預かりの有無、貸金の有無等を調査します。

4 差押の主なルール

- ・ 差押えの対象財産の選択は徴収職員の裁量で決めることができますが、基本通達47-17は、その選択について指針を示しています。この点については後述します。
- ・ 租税を徴収するために必要な財産以外の財産は差押えできません(超過差押の禁止・徴収法 48 条 1 項)。これも後で詳述します。
- ・ 督促後 6 か月以上経過した場合は、再度督促してから差押えするのが現場の運用です(基本通達 47-18)
- ・ 滞納者の財産でないと差押えできません。
- ・ 差押え禁止財産の差押えはできません。これも後で詳述します。

5 差押え対象財産の選択

差押えの対象財産の選択は徴収職員の裁量で決めることができますが、基本通達47-17は、選択の際には以下に掲げる事項に十分留意して選択するよう定めています。

- (1) 第三者の権利を害することが少ない財産であること(徴収法第49 条参照)。
- (2) 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- (3) 換価に便利な財産であること。
- (4) 保管又は引揚げに便利な財産であること。

6 超過差押の禁止とは

ア 原則

租税の徴収のための必要を越える差押を禁止するため、租税を徴収するために必要な財産以外の財産は差押えできません。

イ 例外

1 個の財産を差し押さえるときは、財産の価値が滞納額より大きくても超過差押とはいえません。これは差押えの対象財産が不動産であっても、学資保険のような債権であっても変わりません。そのような意味からは、超過差押の禁止は 2 個以上の財産を差し押さえるときにだけ問題になり得るといえるでしょう。

しかし、差押えの対象財産が 1 つで、財産の選択は徴収職員の裁量事項であるからといっても、その裁量には自ずから限界があります。ごくわずかな租税の差押に当たって、非常に高額な 1 個の財産を選択した場合には、裁量権の濫用として差押が違法となることがあります。例えば、滞納者が差押えにより適当な財産を提供して差押換えを求めたにもかかわらず徴収職員が応じなかった場合などは特に違法が認められやすいでしょう。

7 差押禁止財産を差し押さえてはいけない（徴収法 75 から 78）

滞納者の財産のうち特定の物は、主として滞納者保護の観点から差押禁止財産とされています。徴収法 75 条は絶対的に差押えが禁止されているので絶対的差押禁止財産と呼ばれています。

(1) 一般の差押禁止財産の主な具体例（徴収法 75 条 1 項）

- ① 滞納者、配偶者（内縁含む）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具（1号）
- ② 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料（2号）
- ③ 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物（3号）
- ④ 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物（4号）
- ⑤ 技術者、職人等の業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）（5号）
- ⑥ 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの（6号）
- ⑦ 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物（7号）
- ⑧ 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類（8号）
- ⑨ 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票（9号）
- ⑩ 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具（10号）
- ⑪ 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの（11号）
- ⑫ 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物（12号）
- ⑬ 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品（13号）

条文上明確でない規定の具体例などは基本通達の 75 条関連のところに書かれています。

(2) 給料・賞与・退職金の差押禁止額（徴収法 76）

- ・ 給料は、 A （給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料） $+ B$ （最低生活費相当額（現在は $10万 + 4.5万 \times 家族人数 \times 必要なら日割り$ ）） $+ 生活費の加算額$ （（総支給額 $- A - B$ ）の 2 割） $= 差押え禁止額$ （徴収法 76 条 1 項）で計算します。
- ・ 賞与は、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、給料と同じ計算をします。ただし、給料と賞与が同じ月に支給されるとしても最低生活費相当額は 1 回しかカウントしません（同条 2 項）。

- ・ 退職金は、 A （給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料） $+ B$ （ $10万 + 4.5万 \times$ 家族人数 $\times 3$ ） $+ C$ （ $B \times 2割 \times$ （退職金支給の基礎になった年数 $- 5$ ）） $=$ 差押え禁止額（同条3項）で計算します。

(注意点)

ただし、給与等、賞与、退職金の差押禁止額については、滞納者の承諾があればその額を超えて差し押さえできます（徴収法76条5項）。その承諾は書面で行います（基本通達76-15）ので、サインしないように注意してください。

(3) 滞納者が国や地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権についての差押禁止（基本通達76-4）

民事執行法第152条第1項第1号《差押禁止債権》に定められた「債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」は、徴収法第76条及び第77条の規定により差押えが禁止されるものではありませんが、その債権の差押えが滞納者及びその者と生計を一にする親族の最低生活に支障を及ぼすと認められる場合には、徴収法第76条の規定によるもののほか、支払期に受ける給付の4分の3についてはその差押えを行わないとされています。

(4) 給料等に基づき支払を受けた金銭の差押禁止（基本通達76-10以下）

通達によれば、給料が銀行振込みの場合、徴収法76条2項の差押禁止の適用はありません。ただし、差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押猶予や、差押えの解除ができます（同通達76-11）。

(5) 年金等の差押え禁止額（徴収法77）

- ・ 民事執行と異なり年金・恩給・休業手当等は給料とみなして上の給料の計算式を適用します。
- ・ 退職一時金、一時恩給などは退職手当等とみなして上の退職金の計算式を適用します。

(6) 特別法によって差押えが禁止されている主なもの

① 公的な保護・援護等として支給された金品

例：生活保護金（同法58）、障害者自立支援給付（同法13）、児童福祉法に基づいて支給された金品（同法57条の5）、児童手当（同法15）、児童扶養手当（同法24）、養育医療費（母子保健法24）、後期高齢者医療給付（高齢者の医療の確保に関する法律62）、雇用保険給付（雇用保険法11）、子ども手当（子ども手当て支給法15）

② 職務上の災害補償等を受ける権利

例：災害補償を受ける権利（労基法83条2項）、労災補償を受ける権利（労働者災害補償保険法12条の5第2項）

③ 特定の災害補償等を受ける権利

例：自動車損害賠償保障法による損害賠償請求権（同法 18）、刑事補償金（刑事補償法 22）

④ 一定の共済金または保険金を受ける権利

例：損害保険金（保険法 22 条 3 項）

8 納税の緩和制度

(1) 納期限の延長（地方税法 20 条の 5 の 2）

災害その他やむを得ない理由により、保険料等を期限内に納められない場合は、条例の定める期間、納付期限が延長されます。

(2) 保険料等の徴収猶予（地方税法 15 以下）

徴収猶予とは、納税者から一定の行政処分等をする事の請求または申請があった場合において、税務署長等（徴税機関の長）が相当の理由があると認めるときに、その処分等がされるまでの間、暫定的に租税の全部または一部の徴収を猶予するものです。ただし、要件に該当しない場合は適用されないと考えられています。

ア 災害・廃業等により納付困難な場合の猶予（地方税法 15 条 1 項）

- ① 災害・廃業その他特定の事実があること
- ② その特定の事実のために、租税を一時に納付できないと認められること
- ③ 納税者が徴収の猶予を申請したこと

イ 課税が遅延した場合の徴収の猶予（地方税法 15 条 2 項）

- ① 課税処分が 1 年以上遅延したこと
- ② 租税を一時に納付できない理由があると認められること
- ③ 納税者が、徴収の猶予の申請を、原則として納付期限内にしたこと

(3) 滞納処分の停止（地方税法 15 条の 7、徴収法 153）

ア 意義

一定の要件に該当する場合に、強制徴収の手続を停止するものです。原則滞納している全ての税金について行われます（基本通達 153-8）。

税務署長等の職権によりますので、滞納者は、停止しないことを理由に不服申立てや裁判は起こせません（基本通達 153-5）。逆に税務署長等は滞納者の申請が無くても停止できます。

イ 要件

以下のいずれかの事実がある場合

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき
- ② 生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

③ 納税者の所在及び滞納処分を実行すべき財産がともに不明の場合

ウ 要件の具体的説明

(ア) ①「滞納処分をすることができる財産がないとき」とは

(a) 滞納処分の停止をするかどうかを判定する時において、差押えの対象となった、またはなりうる財産の価値が、滞納処分費用と国税に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合、つまり、滞納処分をしても税金の回収につながらない場合、または、(b) 差し押さえられる財産はすべて差し押さえて換価しても、なお税金が残っている場合をいいます（基本通達153-2）。

(イ) ②「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは

滞納者（個人に限ります。）の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのある場合をいいます（基本通達153-3）。

エ 効果

① 滞納処分の禁止と差押の解除(第3項)

② 執行停止が3年間継続したときはその租税債務は消滅します(第4項)。延滞税も消滅します(基本通達153-13)

③ 延滞金の免除(通則法63条1項本文)

(注意点)

オ 滞納処分の停止中に滞納者が自発的に納付する場合

滞納処分の停止をした場合において、滞納者が自発的にその停止に係る国税を納付したときには、停止している税金に充てることは差し支えないとしています（基本通達153-11）。生活保護受給者に受給前の未納分について納付を迫る法的根拠はこれだと思われまます。強引な説得には抗議しましょう。

(4) 換価の猶予(地方税法15条の5第1項、徴収法151)

ア 意義

納税者に一定の事由がある場合に、納税者の財産の換価を猶予するものです。

換価の猶予は税務署長等の職権によります。しかし、実務上は納税者から納付困難を理由とする分納の申立てがあった場合には換価の猶予に該当するかどうかの検討をすることとされています。

イ 要件

① 滞納者が、納税について誠実な意思を有すると認められること

② 徴収の猶予を受けている場合ではないこと

③ いずれかの要件を満たすこと

- ・ その財産を直ちに換価することにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- ・ 財産の換価を猶予する方が滞納租税及び近い将来において納付すべき租税の徴収上有利であるとき

ウ 要件の具体的意味

(ア) 「納税について誠実な意思を有すると認められる」か否かの判断

従来において期限内に納税していたかどうか、納税の猶予、換価の猶予等の場合に確実に分納を履行したかどうか等を参考として、現在において誠実な納税の意思を有していると認められるかどうかにより判定します（基本通達151-2）。

(イ) 「滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあるとき」とは

事業の不要不急の資産を処分する等事業経営の合理化を行った後においても、なお差押財産を換価するとその滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあると認められる場合をいいます（基本通達151-3）。

(ロ) 「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは

必要な生計費程度の収入が期待できなくなる場合をいいます（基本通達151-4）。

(エ) 「国税の徴収上有利であるとき」とは

(1) 滞納者の財産のうち滞納処分ができるすべての財産につき滞納処分を執行したとしても、その徴収することができる金額が徴収しようとする国税に不足すると認められる場合であって、換価処分を執行しないこととした場合には、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることなく、その猶予すべき国税の全額を徴収することができるものと認められるとき。

(2) 換価すべき財産の性質、形状、用途、所在等の関係で換価できるまでには相当の期間を要すると認められる場合で、換価処分を執行しないことが、その猶予すべき国税及びその猶予すべき期間内において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であると認められるとき。

(3) 滞納国税につき直ちに徴収できる場合等であっても、最近において納付すべきこととなる国税と既に滞納となっている国税との総額については、換価処分を執行しないことが徴収上有利であると認められるとき。

のいずれかに該当する場合をいいます(基本通達151-5)。

エ 効果

差押財産の換価処分が制限されます。また、必要があると認められる場合は、差押を猶予し、既にして差押を解除することができます。

猶予が認められる金額に定めはありませんが、必要な限度に限って認められると考えられています（基本通達 151-8）。

延滞税についても、軽減措置が認められています（通則法 63 条 1 項、同条 3 項）

換価の猶予の期間は原則1年以内ですが、猶予期間内に納付できないやむを得ない場合、すなわち、納税者の責任とはいえない場合はすでに猶予した期間と併せて2年間までは猶予期間の延長ができます（徴収法152条・通則法46条7項、基本通達152-3）。ただし、実務は2年を超えても猶予をしているのが実情です。

猶予期間中に分割払いをさせることができます（徴収法152条、通則法46条4項）

猶予に際して、担保を取るのが原則ですが、様々な例外が定められています（基本通達152-4）

9 国保保険料(税)滞納に伴う差押えについての判例

(1) 預金口座の差押に関する判例

① 最高裁平成10年2月10日判決（判タ1036-77）

事案：AのY信用金庫からの借入につき連帯保証人となっていた原告Xが、平成5年2月から3月にかけてXがY信金に有する普通預金口座に200万円を超える国民年金と労災保険金が振り込まれた。Xは同年4月1日にY信金に対して支払停止を告げたところ、Y信金は同月2日にXに対して一括弁済を催告し、同月9日に保証債務残高18万円余りと普通預金（残高36万円余り）を対当額で相殺した。なお、Xの口座には年金や労災保険金以外にも様々な入金が存在した。

判示：国民年金及び労災保険金の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の預金口座に振り込まれると、それは受給者の預金債権に転化し、受給者の一般財産になるから、右預金債権は原則として差押等禁止債権としての属性を承継せず、従って、これを受働債権とする相殺は禁止されない。

② 東京地裁平成15年5月28日判決（判タ1154-212）

事案：消費者金融会社Yは、債務名義に基づきXの郵便貯金債権に強制執行して136万2453円を回収した。しかし、このうちの133万5053円はXの年金が預けられた（郵便局への直接振込、他口座に振り込まれた年金を引き出して郵便局に入金したものを含む）ものであるとして、差押命令の一部取消（民執法153条1項）を申立て、支払禁止命令を得た。XはYに対して、133万5053円の不当利得返還訴訟を起こした。

判示：貯金債権のうち133万5053円はXの年金が預け入れられたものと認定した上で、年金受給権者が受給した年金を金融機関・郵便局に預け入れている場合にも、当該預貯金の原資が年金であることの識別・特定できるときは、当該預貯金債権に対する差押えは禁止されると判示した。

そして、原告に年金以外の財産があるため、年金を本件郵便貯金として蓄えている場合であるとまで断定できないとして、本件債権執行は許されず、不当利得返還請求を認めた。

③ 大阪地裁平成19年9月20日判決（判タ1272-298）

事案：信販会社Yが26万4259円につき債務名義を得て、Xの郵便貯金債権2つ（預金1の残高は15万1539円、預金2は38万4399円）のうち預金1の全額と預金2のうち11万2720円を差押、取り立てて弁済を受けた。しかし、預金1のうち13万2352円と預金2のうち32万0292円は厚生年金を原資とするものであった。そこで、XがYに対し、不当利得または損害賠償金として回収した金銭を返還するよう求めた。

判示：差押が禁止されている給付であってもいったん受給者の貯金口座に振り込まれた以上、年金受給権と貯金債権は明らかに法的性質を異にするものであり、貯金債権は年金受給権の差押禁止債権としての属性を承継しないから。貯金債権の全額を差し押さえることは何ら違法とはならない。

もともと、差押が禁止されている給付が受給者の貯金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から差押禁止の趣旨はできる限り尊重されるべきであるが、法的性質の異なる貯金債権まで差押禁止債権とすることは、法の明文の規定なく責任財産から除外される財産を認めることになり取引の安全を害することとなる上、受給者が年金以外に財産を所有して生計を立てている場合などには差押えを禁止する必要がないことをも考慮すれば、年金を原資とした貯金債権を差押禁止債権とすることは相当ではないとして、請求を棄却した。

(2) 判例の解説

この事案はいずれも民事の争いであり民事執行法152条の問題ですが、差押禁止財産が預金債権に変化した場合に預金債権を差押えできるかという論点については、滞納処分にも妥当する判決と考えられています。

判例の考えは

① 差押禁止債権の給付と預金が混ざって、どのお金が差押禁止か特定できなくなったときは預金債権の差押えを認めるか？

差押えを認めることで争いがないように思います。

② 預金の原資のすべてあるいは大部分が差押禁止債権の振込金によることが特定できた場合でも預金債権の差押えを認めるか？

ここは、事例によって結論が別れています(裁判例②、③)。

③ 預金の原資のすべてあるいは大部分が差押禁止債権の振込金だとしても、預金債権の差押えを認める場合はあるか？

債務者が、別の財産を隠匿して生活できている場合、差押をされた者の最低限度の生活を守るという趣旨に反して拒否している場合は差押えを認めるべきだと考えられています。

ちなみに、差押えを認めた場合のXの救済は、執行裁判所に申し立てて、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消してもらう（民事執行法153条1項）ことに対応すべきと考えられています。

このことからすれば、滞納処分については、民事執行法153条と同趣旨の滞納処分の停止を活用すべきといえるでしょう。

以上